

平成28年度

つくば市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

つくば市監査委員

目 次

平成28年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
1	健全化判断比率の状況	-----	2
(1)	実質赤字比率		
(2)	連結実質赤字比率		
(3)	実質公債費比率		
(4)	将来負担比率		
2	資金不足比率の状況	-----	5
3	審査意見	-----	5

29 監 第 80 号
平成29年 8 月 4 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市監査委員 萩 谷 孝 男

つくば市監査委員 宮 本 孝 男

つくば市監査委員 金 子 和 雄

平成28年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率審査
意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年7月20日付29財第186号にて審査に付された平成28年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年7月21日から平成29年8月1日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として計数を確認するとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

当年度の健全化判断比率及び資金不足比率の概況は、次のとおりである。

【健全化判断比率の算定】

(単位：%)

比率名	28年度	27年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—		11.31	20.0
連結実質赤字比率	—	—		16.31	30.0
実質公債費比率	6.5	6.7	△ 0.2	25.0	35.0
将来負担比率	46.3	49.5	△ 3.2	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率「—」表示は、それぞれ赤字がないことを示している。

1 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計、つくば市等公平委員会）の実質赤字の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

※ 標準財政規模は、地方公共団体の経常的一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等（地方税、地方譲与税等の理論上標準的な収入見込額）に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額である。

【一般会計等に係る実質収支額及び実質赤字比率】

(単位：千円，%)

区 分	実質収支額		
	28年度	27年度	26年度
一般会計	1,499,557	3,036,368	1,971,447
つくば市等公平委員会	398	255	165
一般会計等実質収支額	1,499,955	3,036,623	1,971,612
実質赤字額 A	△ 1,499,955	△ 3,036,623	△ 1,971,612
標準財政規模 B	46,704,446	45,580,638	44,402,959
実質赤字比率 A/B×100	△ 3.21	△ 6.66	△ 4.44

(注) 実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率」は負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計（財産区を除く）並びに公営企業会計全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものである。

【連結実質赤字比率の状況】

(単位：千円，%)

区 分	28年度	27年度	26年度
一般会計等（実質収支額） A	1,499,955	3,036,623	1,971,612
一般会計	1,499,557	3,036,368	1,971,447
つくば市等公平委員会	398	255	165
一般会計等以外の特別会計のうち，公営企業 B に係る特別会計以外の会計（実質収支額）	774,873	485,716	148,214
国民健康保険特別会計	419,900	274,629	11,824
介護保険事業特別会計	341,457	203,377	126,420
後期高齢者医療特別会計	13,516	7,710	9,970
公営企業会計（資金不足・剰余額） C	1,441,639	1,584,612	1,892,448
水道事業会計	1,046,279	1,248,758	1,639,480
病院事業会計	0	38,384	38,532
下水道事業特別会計	395,360	297,470	214,436
合 計 (A+B+C) D	3,716,467	5,106,951	4,012,274
標準財政規模 E	46,704,446	45,580,638	44,402,959
連結実質赤字比率	△ 7.95	△ 11.20	△ 9.03

(注) 連結実質収支が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値となる。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものである。

【実質公債費比率の算定】

(単位：千円，%)

区 分	28年度	27年度	26年度
元利償還金 A	5,675,854	5,856,611	6,086,462
準元利償還金 B	3,843,614	3,972,068	3,946,637
特定財源 C	1,638,448	1,593,041	1,574,995
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	5,270,612	5,545,022	5,939,646
標準財政規模 E	46,704,446	45,580,638	44,402,959
単年度実質公債費比率 (A+B)-(C+D)/(E-D)×100	6.30018	6.72056	6.54769
実質公債費比率 (3か年平均)	26年度～28年度	25年度～27年度	24年度～26年度
	6.5	6.7	7.1
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表すものである。

なお、将来の財政悪化の可能性を示す指標であるため、財政再生基準は設定されていない。

【将来負担比率の算定】

(単位：千円，%)

区 分	28年度	27年度	26年度
将来負担額 ※ 1 A	98,957,555	100,968,345	106,054,200
充当可能財源等 ※ 2 B	79,770,484	81,136,112	83,620,331
標準財政規模 C	46,704,446	45,580,638	44,402,959
基準財政需要額 算入公債費等の額 D	5,270,612	5,545,022	5,939,646
将来負担比率 [(A-B)/(C-D)]×100	46.3	49.5	58.3
早期健全化基準	350.0		

※1 将来負担額 [アからキまでの合計額]

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の残高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字相当額に係る一般会計等負担見込額

※2 充当可能財源等 [アからウまでの合計額]

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財源需要額に算入されることが見込まれる額

2 資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状況の深刻度を表すものである。資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する事業及び地方財政法施行令第46条に規定する事業である。

【資金不足比率の算定】

(単位：千円，%)

会計名	資金不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B	平成28年度 資金不足比率	経営健全化 基準
水道事業会計	—	3,800,388	—	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	3,912,925	—	—	

(注)「—」表示は、該当数値がないことを示している。

3 審査意見

平成28年度の健全化判断比率及び資金不足比率については、国の示す基準の範囲となっておりいずれも財政の基礎的な健全性が保たれていることが認められた。